

学習指導要領へのデジタル学習基盤の位置づけに関する意見

東京学芸大学教職大学院・教授・堀田龍也

(用語の確認等)

- デジタル学習基盤に関する特別委員会が、中央教育審議会初等中等教育分科会の下に設置されている。
- 同特別委員会では、デジタル学習基盤として以下の項目が例示されている。
①児童生徒の端末, ②通信ネットワーク, ③周辺機器, ④デジタル教科書・デジタル教材・学習支援ソフトウェア, ⑤CBTシステム(MEXCBT), ⑥教育データ利活用, ⑦情報セキュリティ
「デジタル学習基盤に係る現状と課題の整理」(令和6年11月, 中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会)より
- これらに生成 AI などの新しい情報技術が今後加わってくることが想定される。
- GIGA 環境は児童生徒の学習環境であるが、教員にも 1 人 1 台情報端末が配布され, 学習指導や校務 DX に活用されていることを想定すれば、デジタル「学習」基盤としてだけでなく、デジタル「教育」基盤と拡張して検討対象とすべき。

(デジタル学習基盤の可能性)

- デジタル学習基盤の学習における可能性として、①さまざまな発生源からの多様で大量の情報を同時並行的に扱うことができる, ②距離に関わらず, 同期・非同期で他者と情報の共有や参照が可能になることが挙げられる。
- これらの機能によって、a) 児童生徒の理解度や習熟度、興味・関心などに応じた学習リソースを提供することができ、個別最適な学びを実現しやすくなる, b) 学習状態を他者と参照し合うことによって対話的な学びや協働的な学びが誘発されやすくなる, c) これらの記録が残り、学習成果の再利用やリンク付けが可能となると同時に, 教育データとして分析し学習指導上の課題を発見し介入すべき項目を検討することが可能である, d) 在宅での学びや, 学校を超えた交流, 遠隔授業等の実現がしやすくなる, などの効果が想定できる。これらは「多様な子供たちにとって包摂的で、主体的・対話的で深い学びの一層の充実に資する学習環境」の構築につながることであり、これまでの教育活動と方向性を異にするものではない。
- 同様に、遠隔にいながら研修を受講したり, 学校を超えた教材研究の連携ができたりするなど, 教員の学びの環境としても機能し, 柔軟な働き方につながりやすい。

- なお、デジタル学習基盤によって圧倒的に増大する情報が児童生徒の学びに資するようにするためには、児童生徒の情報活用能力の育成が重要であると同時に、情報活用能力の習得状況に応じた教員の指導が必要であることは言うまでもない。加えて、教室での授業においてデジタル学習基盤「だけ」で学ぶことは想定しにくいことから、「デジタルか紙か」といった単純な二項対立は現実的ではないことを押さえておきたい。

(デジタル学習基盤に関する次期学習指導要領への提案)

- 中央教育審議会への委員会設置や検討の経緯から、学習指導要領にデジタル学習基盤の可能性や役割を明記し、特に効果的な活用が期待される場面等について、学習指導要領解説を含めて丁寧に示してはどうか。また、そうした効果的な活用を可能とするために必要なデジタル学習基盤を、設置者と学校が連携して整える必要性について、あらためて明確化してはどうか。
- デジタル学習基盤を活用した授業改善の地域間・学校間の格差の是正のためにも、児童生徒がデジタル学習基盤を活かして学ぶための情報活用能力の抜本的向上について、教育課程として担保することを学習指導要領で示すべきではないか。
- 第4回教育課程企画特別部会でも指摘したとおり、デジタル学習基盤を効果的に活用することにより、各教科等の学習活動を効率的に進め、提案のあった「調整授業時数」を各教科等から生み出していくことがより現実的となる。当日発表のあった目黒区や愛荘町の取り組みについても、デジタル学習基盤を前提とした授業改善によって、さらに余白を生み出していく余地がある。そうして生み出された時間を、「裁量的な時間」として子供達一人一人に応じた柔軟な学びに充てていく際には、デジタル学習基盤の特性が効果的に働くと考えられる。また、「裁量的な時間」を教員による組織的な研究活動に充てる際にも、教師の一人一人の学びを深めることにデジタル学習基盤は有効に機能する。このようにデジタル学習基盤は、子供や教師の多様な学びのニーズに応え、次期学習指導要領における柔軟な教育課程を実現していく上での基盤となるといった点についても、学習指導要領や学習指導要領解説等に明示的に示すことが考えられるのではないか。

以上